

現行保健医療計画からの主な変更点

現行保健医療計画の目次	主な見直し点		
愛知県地域保健医療計画の別冊 尾張西部医療圏保健医療計画	愛知県地域保健医療計画の圏域項目 第12章 2次医療圏における医療提供体制 第4節 尾張西部医療圏		
はじめに	・削除		
第1章 地域の概況	1 地域の概況		
第1節 地勢	・削除		
第2節 交通	・削除		
第3節 人口及び人口動態	(1) 人口 (2) 将来推計人口 (3) 人口動態 (4) 主な死因別死亡 (5) 住民の受療状況	・人口の推移を削除。 ・人口(年齢3区分別)構成割合の推移に男女別を追加して時点修正。 ・地域別将来推計人口を追加。 ・出生、死亡、乳児死亡、新生児死亡、周産期死亡及び死産の人口動態を追加。 ・出生の推移を削除。 ・死亡の推移を削除。 ・時点修正。 ・令和5年度患者一日実態調査により、尾張西部医療圏から他医療圏への流入出患者の受療動向を追加。	
第4節 保健・医療施設	2 保健・医療施設	・保健・医療施設数を時点修正。 ・保健・医療施設の図を削除。	・主な医療施設の状況を追加。
第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標	3 圏域の医療提供体制		
第1節 がん対策	(1) がん対策	・全面改定。 ・体系図及び体系図の説明を削除。	・図2-1-①、表2-1-1、表2-1-3から表2-1-9を削除。
第2節 脳卒中対策	(2) 脳卒中対策	・予防の記述を充実して記載。 ・体系図及び体系図の説明を削除。	・口腔管理が必要な患者に対する継続的な支援について記載。 ・表2-2-1から表2-2-5を削除。
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	(3) 心筋梗塞等の心血管疾患対策	・食生活と運動等の県民理解の大切さについて記載。 ・体系図及び体系図の説明を削除。	・表2-3-2から表2-3-4を削除。
第4節 糖尿病対策	(4) 糖尿病対策	・重症化予防について記載。 ・体系図及び体系図の説明を削除。	・歯科診療所との連携について記載。 ・表2-4-1、表2-4-3及び図2-4-①を削除。
第5節 精神保健医療対策	(5) 精神保健医療対策	・全面改定。 ・体系図及び体系図の説明を削除。	・表2-5-1から表2-5-3を削除。
第6節 歯科保健医療対策	・削除		

第3章 救急医療対策	(6) 救急医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・脳神経外科の対応医療機関の記述を削除。 ・救急告示病院の状況を「保健・医療施設」の主な医療施設の状況に記載場所を変更。 ・救急搬送体制の記述を削除。 ・緊急性の高い傷病の入院治療を行っている施設までの移動時間を削除。 ・県内病院における医師不足の影響に関する調査結果を削除。 ・入院救急医療提供体制確立に向けた有識者会議の提言を削除。 ・体系図及び体系図の説明を削除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療圏を超えた医療連携の記載を第3次救急医療体制から第2次救急医療体制の記載に変更。 ・救命期後医療の記述を削除。 ・病院前医療救護活動の記述を削除。 ・診療制限をしている病院の記述を削除。 ・急性期を乗り越えた患者の転院体制の記述を削除。 ・応急手当や救急法等の普及啓発の記述を削除。 ・救急医療の適正な利用の啓発の記述を追加。 ・救命救急センターの複数設置の記述を追加。 ・表3-2、表3-4及び表3-6を削除。 ・表12-4-13及び表12-4-14を追加。
第4章 災害医療対策	(7) 災害医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・尾張北部区域の関係機関等との連携の必要性について記述を追加。 ・県営名古屋空港に設置するS C Uの記述を削除。 ・病院等の施設の安全対策の記述を削除。 ・体系図及び体系図の説明を削除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・尾張中部地域部分の災害拠点病院の体制整備について記述を追加。 ・海部区域への区域を超えた支援の体制整備について記述を追加。 ・災害拠点病院の状況を追加。
	(8) 新興感染症発生・まん延時における医療対策	・新設	
第5章 周産期医療対策	(9) 周産期医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健関係指標の状況を「人口動態」に記載場所を変更。 ・愛知県周産期医療協議会を中心とした医療提供体制等の記述を削除。 ・体系図及び体系図の説明を削除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待に対する地域全体の支援体制整備の記述を追加。 ・問題を抱える母子の早期発見を追加。 ・表5-1の記載場所を「人口動態」に変更。 ・表5-2を削除。
第6章 小児医療対策	(10) 小児医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間体制で小児医療を提供している状況の記述を追加。 ・体系図及び体系図の説明を削除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急電話相談事業の実施の記述を削除。 ・小児重症患者の対応の記述を削除。 ・表6-1及び表6-2を削除。
第7章 在宅医療対策	(11) 在宅医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・プライマリ・ケアの用語について説明。 ・かかりつけ薬剤師・薬局について記載。 ・I C Tの現状について記載。 ・がん患者に対する薬局からの麻薬調剤について記載。 ・災害時の在宅療養支援について記載。 ・薬剤師会の麻薬管理の取り組みを記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養支援診療所及び訪問看護ステーションの設備について記載。 ・身体機能及び生活機能の維持向上のための栄養管理・口腔ケア・リハビリテーションの提供について記載。 ・表7-1から表7-5を削除。
第8章 病診連携等推進対策	・削除		
第9章 高齢者保健医療福祉対策	・削除		
第10章 薬局の機能強化等推進対策			
第1節 薬局の機能推進対策	・削除		
第2節 医薬分業の推進対策	・削除		
第11章 健康危機管理対策	・削除		